明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令（農林水産六）　一

○道路整備特別措置法施行規則の一部を改正する省令（国土交通四）　一

〔告　示〕

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（法務三九）　二

○外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令により財務大臣の指定する国の一部を改正する件（財務三七）　二

○プラムポックスウイルスの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（農林水産二四九）　二

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関を登録した件（同二五〇）　二

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録事項の変更の届出があった件（同二五一）　二

○保安林の指定をする件（同二五二～二六〇）　二

○保安林の指定を解除する件（同二六一～二六六）　四

○保安林の指定施業要件を変更する件（同二六七～二七二）　五

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一三〇～一三二）　六

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（関東地方整備局二四～三一）　六

○道路に関する件（近畿地方整備局一九）　七

〔国会事項〕

内閣　法務省　運輸安全委員会　最高裁判所　八

〔人事異動〕

内閣　法務省　運輸安全委員会　最高裁判所　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔褒　賞〕　八

〔官庁報告〕

官庁事項　九

指定保安検査機関の指定に関する公示（中部近畿産業保安監督部）　一〇

国家試験

平成二十四年度外務省専門職員採用試験施行計画（外務省）　一〇

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（関東経済産業局）　一二

〔資　料〕

閣議決定等事項　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁

特定保険募集人の所在の確知等関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

会社その他

省　令

○農林水産省令第六号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令（平成二十二年農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表中「小川」の下に「、乙津」を、「緑ヶ丘」の下に「、福生市牛浜、大字福生（一般国道十六号線以東の地域並びに千八百四十六番から千八百六十五番まで、千九百五十八番から千九百七十四番まで、千九百八十一番及び千九百八十四番から千九百九十番までを除く。）、加美平、北田園、志茂、東町、本町及び武蔵野台」を加える。

附　則

この省令は、平成二十四年三月三日から施行する。

○国土交通省令第四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、道路整備特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年二月二日

国土交通大臣　前田　武志

道路整備特別措置法施行規則の一部を改正する省令

道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「許可申請書」の下に「等」を加え、同条第三項を削る。

第七条第二項を削る。

第十五条第三項第二号中「第十八条第一項の許可を受けた」を「第十八条第二項の規定による届出に係る」に改める。